

別紙3（別記2－1の第3関係）

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（農業支援サービスの育成
加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援）
のうち整備事業に関する補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱い

第1 事業の実施

1 実施設計書の作成

(1) 事業実施主体は、スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援）のうち整備事業（以下別紙3において「整備事業」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ総会等の議決等所要の手続を行って事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書（設計図面、仕様書、工事費明細書等の工事の実施に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、実施設計書を作成する能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせてこれを作成するものとする。

この場合、事業実施主体における総会等の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札（一般競争入札に付しがたい場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札によることができるものとする。）により受注者を選定し、当該受注者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

ただし、必要性が明確である場合に限っては、随意契約により受注者を選定することができるものとする。

2 予算の計上

事業実施主体は、予算案及び事業計画案を作成し総会等の議決等を得るものとする。

なお、予算案及び事業計画案の作成に当たっては、予算科目等において補助対象経費である旨を明示するとともに、補助対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において補助対象経費を明確に区分しておくものとする。

3 その他関係法規に基づく許認可

整備事業の実施に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

4 事業の施行

（1）施行方法

整備事業は、次のアからエまでに掲げる直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行のいずれかの施行方法によって実施するものとし、1つの事業については1つの施行方法により実施することを原則とする。

ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、1つの事業について工種又は施設等の区分を明確にして2つ以上の施行方法により施行することができるものとする。

ア 直営施行

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を実施するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。

選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次により行い、適正を期するものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく10者以上指名することとする。また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別添様式第1号により、地方農政局長等に報告するものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、aの場合にあっては、競争入札に付し難い理由を、あらかじめ、別添様式第1号により、地方農政局長等に報告し、適正な契約手続を確保するための必要な指示を受けるものとする。

また、b又はcに掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 競争入札に付し難い事情があり、かつ、当該事業実施主体の総会等の同意を得る等の手続を行う場合

b 一般競争入札に付して落札に至らなかった場合

c 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人等を定めさせ、当該現場代理人等に工事の施工・施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行とする場合は、第1の1の(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

委託先の選定に当たっては、イの(ア)の方法に準じて行い、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別添様式第1号により、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施工管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）との間で、実施設計書の作成又は検討、工事の施工、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施工の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

(ア) 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、別添様式第2号により、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等所要の手続を行うものとする。

(イ) 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に対して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあっては、別添様式第1号により、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

なお、競争に参加する者はなるべく10者以上指名することとする。また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別添様式第1号により、地方農政局長等に報告するものとする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。なお、a又はbに掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときには定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

- a 一般競争入札に付して落札に至らなかった場合
- b 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約については契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

(ウ) 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、補助対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等

の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

(エ) 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

また、事業実施主体は、施工業者選定後、速やかにその結果を別添様式第1号により、地方農政局長等に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、補助対象事業費に係る契約に関し、競争契約については入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を原則公表するものとする。

(オ) 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ、事業実施主体と協議するとともに、補助対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

(カ) 工事監督

受託代行者は、(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。

また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

(キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

(ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払いを含む精算を行うものとする。

(2) 契約の適正化

ア 整備事業に係る契約については、(1)に定めるもののほか次の事項により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

(ア) 契約者の選定に当たっては、その公正性が確保されるよう、契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定めるなどの措置を図ること。

(イ) 工事に関する契約において、一括下請負の禁止についての契約条項を明記すること。

(ウ) 一般競争入札については、公告期間は 10 日間以上（土日祝祭日を含まない。）を確保するものとし、公告は当該事業実施主体のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

イ 整備事業において、補助対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、以下の（ア）から（ウ）までに掲げる場合には、それぞれに定める利益等排除の方法に従い、適正に利益等排除するものとする。

利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いて判断するものとする。

（ア）事業実施主体の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

（イ）100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（ウ）事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0 とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等によりそれが当該調達品に対する経費であることが証明されることを要するものとする。

ウ 社会保険への加入徹底等について

事業実施主体は、建設工事を発注する際に、請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の記載を明示させるものとする。

なお、施工業者に対し、工事の施工について、社会保険加入企業に限定する旨の「誓約書」を提出するよう働きかけるものとする。

（3）談合等不正行為の防止

ア 事業実施主体（受託代行者を含む。ウからオまでにおいて同じ。）は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成 7 年 10 月 24 日付け 7 経第 1492 号農林水産事務次官依命通知）第 54 条の 2（A）を例として、整備事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。

イ 整備事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、地方農政局長等は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」（平成 19 年 11 月 20 日付け 19 経第 1245 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。

ウ 事業実施主体は、整備事業に係る工事の請負契約又は代行施行契約の入札又は随意契約

(以下「競争入札等」という。)に当たっては、「談合等により指名停止を受けている事業者の補助事業等における取扱いについて」(平成27年1月26日付け26経第1258号農林水産省大臣官房長通知)に基づき、競争入札等に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。

エ 事業実施主体は、整備事業に係る工事の競争入札等に当たっては、競争入札等に参加しようとする者に対し、事業実施年度(複数年の場合には初年度)の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事等への関与の有無及び経緯に係る申立書の提出を求め、関与が認められる場合には、事業実施主体は当該者を競争入札等に参加させないことができる。

オ 事業実施主体は、役職員による秘密情報(役職員が競争入札等の業務において職務上知り得た秘密をいう。以下同じ。)の漏えい防止措置(以下「秘密情報漏えい防止措置」という。)を講ずるものとする。

また、事業実施主体は、当該職員に対し秘密情報の漏えいを防止すべき旨を周知徹底するものとする。

カ 事業実施主体は、代行施行契約に係る競争入札等の公告時において、契約の相手方となる者は契約締結時までに秘密情報漏えい防止措置を講ずることとする旨を提示する。

また、契約時には、相手方から情報管理の方法を定めた規程等を提出されることにより、当該相手方が秘密情報漏えい防止措置を講じていていることを確認するものとする。

5 会計経理

会計経理は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

(1) 補助対象事業費の経理は、独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分して行うものとする(補助対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、補助対象事業費については区分を明確にしておくこと。)。

(2) 事業費の支払いは、工事請負人等からの支払い請求に基づき、出来高を確認の上行うものとし、その都度領収書を受領しておくこと。

(3) 金銭の出納は、金銭出納簿等及び金融機関の預金口座等を設けて行うこと。

(4) 領収書等金銭の出納に関する書類は、日付順に整理し処理のてん末を明らかにしておくこと。

6 未しゅん功工事の防止

事業実施主体は、「未しゅん功工事について」(昭和49年10月21日付け49経第2083号農林事務次官依命通知)、「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年3月1日付け55経第312号農林水産大臣官房長通知)及び「未しゅん功工事の防止について」(昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官依命通知)により、未しゅん功工事の防止に努めるものとし、必要に応じて予算の繰越し等の手続を行うものとする。

第2 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を別添様式第3号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書に出来高設計書等を添付して地方農政局長等に報告するものとする。

なお、地方農政局長等は、当該報告がなされた場合、交付決定に基づく補助対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

3 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第3 関係書類の整備

事業実施主体は、補助対象事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。

(1) 予算関係書類

- ア 事業実施に関する総会等の議事録及び代行施行を選択した場合にあっては代行施行の選択理由（別添様式第3号）
- イ 予算書及び決算書
- ウ その他予算関係の事項を示した書類

(2) 工事施工関係書類

- ア 直営施行の場合
 - (ア) 実施設計書及び出来高設計書
 - (イ) 工事材料検収簿及び同受払簿
 - (ウ) 賃金台帳及び労務者出面簿
 - (エ) 工事日誌及び現場写真
 - (オ) その他工事関係の事項を示した書類
- イ 請負施行、委託施行及び代行施行の場合
 - (ア) 実施設計書及び出来高設計書
 - (イ) 入札てん末書
 - (ウ) 契約書
 - (エ) 工事完了届及び現場写真
 - (オ) その他工事関係の事項を示した書類

(3) 経理関係書類

- ア 金銭出納簿
- イ 証拠書類（見積書、請求書、入出金伝票、領収書及び借用証書等）
- ウ その他経理関係の事項を示した書類

(4) 往復文書

交付申請から実績報告に至るまでの申請書類。交付決定に当たっての書類及び設計書等

(5) 施設管理関係書類

- ア 管理規程又は利用規程
- イ 財産管理台帳
- ウ その他施設管理関係の事項を示した書類

第4 補助対象事業費の内容、構成及び積算

1 補助対象事業費の内容

工事費（建設工事費、製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費（実施設計に必要となる測量費及び調査費を含む。）及び工事雑費を補助対象事業費とする。

2 補助対象事業費の構成

補助対象事業費の構成は、別表第1を標準とする。

3 補助対象事業費の積算及び取扱い

補助対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1つの事業が2つ以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

(1) 工事費

ア 積算の方法

工事費は、当該都道府県において使用されている単価及び歩掛りを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は、直接工事費、共通費、消費税等相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとし、また、製造請負工事費及び機械器具費の積算は、必要性が明確である場合に限り、性能の比較検討等を行った上、機種等を選定して行うことができるものとする。

イ 支給品費

(ア) 支給品費は、請負施行及び委託施行にあっては事業実施主体が、代行施行にあっては受託代行者が、請負人等に、原則として無償で支給する工事材料費とし、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。

(イ) 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。

(ウ) 事業実施主体又は受託代行者が、請負人等に対し、工事材料費の支給に代えて工事材料を支給する場合であって、工事材料を支給することが工事費の低減になるときは、原則として、支給した工事材料を支給品費として積算するものとする。

ウ 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な別添様式第5号に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

エ 諸経費

(ア) 諸経費は、請負施行、委託施行及び代行施行においては請負人等が、直営施行においては事業実施主体が必要とする、別表第2の2に掲げる現場管理費及び同表の3に掲げる一般管理費等とする。

(イ) 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

オ 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

(2) 測量試験費

測量試験費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な雇用賃金、機械器具、消耗品及び委託費又は請負費とする。

(3) 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用をいう。）及び設計費（設計に必要な費用をいう。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあっては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

(4) 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を実施するに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表第2の4に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事費、測量試験費及び実施設計費の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

(5) 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下のアからウまでの要件をすべて満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

ア 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

イ 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

ウ 各設備の技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

第5 拠助対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

(1) 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（都道府県が事業実施主体である場合にあっては農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する処分制限期間、その他のものが事業実施主体である場合にあっては減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、適正化法第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊そうとするとき等は、「拠助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月

23日付け20経第385号農林水産省大臣官房經理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところにより、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(2) 災害の報告

ア 事業実施主体は、天災その他の災害により、補助対象事業が予定の期間内に完了せず、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を地方農政局長等に報告し、その指示を受けるものとする。

なお、報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。

また、地方農政局長等は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

イ 事業実施主体は、施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害による被害が発生したときは、直ちに、地方農政局長等に報告するものとする。

地方農政局長等は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、必要に応じて事業実施主体に対し指導を行うものとする。

ウ 前号の報告の後、当該施設等の復旧が不可能であると判断した場合にあっては、承認基準の定めるところにより、地方農政局長等に報告を行い、その確認を受けるものとする。

(3) 増築等に伴う手続

ア 事業実施主体は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等(以下「増築等」という。)を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別添様式第6号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

イ 地方農政局長等は、アによる届出があった場合、当該増築等の必要性を検討するとともに、必要に応じ指導を行うものとする。

(4) その他

整備事業を実施するに当たっては、次のことについて留意するものとする。

ア 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理制度の運用について」、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

イ 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

ウ 管理運営

(ア) 管理運営

事業実施主体は、整備事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(イ) 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

(ウ) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

(エ) 事業名等の表示

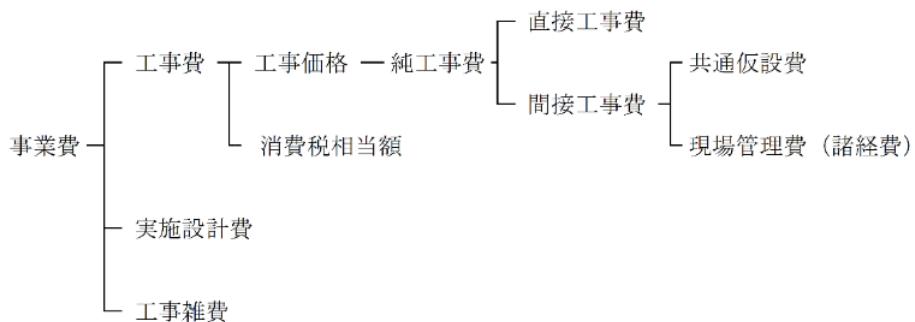
整備事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

別表第1 (別記2-1の別紙3関係)

事業費構成の標準

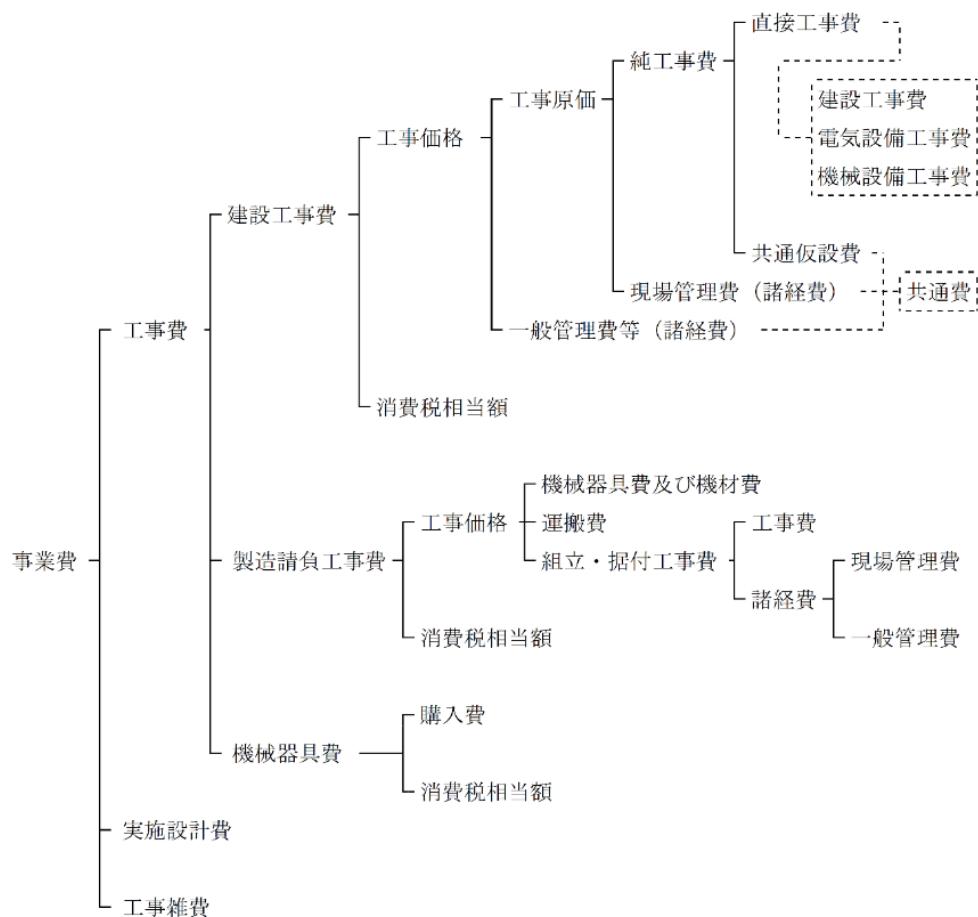
1 施設等の整備

ア 直営施行の場合



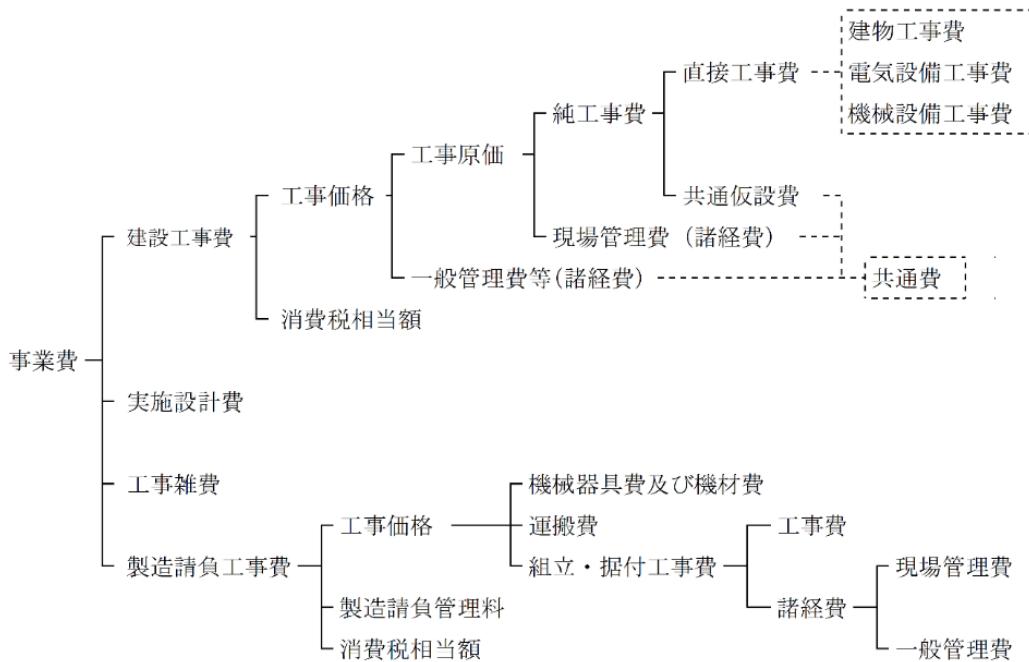
注：この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したもの。

イ 請負施行の場合

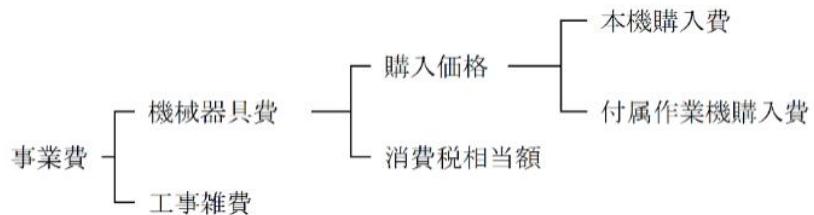


注：この表は、「營繕工事積算積算要領」に準拠したもの。

ウ 代行施行の場合



2 機械等の整備



別表第2（別記2－1の別紙3関係）

各種経費

1 共通仮設費

費　目	内　容
準備費	<ul style="list-style-type: none"> 敷地測量・整理、仮道路、仮橋、道板及び借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	<ul style="list-style-type: none"> 仮現場事務所倉庫、宿舎等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
工事施設費	<ul style="list-style-type: none"> 仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置・撤去及び補修等に要する費用
試験調査費	<ul style="list-style-type: none"> 地耐力試験、施設の機能試験並びに材料及び製品試験等に要する費用 整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分及び養生等に要する費用
整理清掃費	<ul style="list-style-type: none"> 工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水及び光熱等に関する引込負担金等に要する費用
動力用水光熱費	<ul style="list-style-type: none"> 共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
機械器具費	<ul style="list-style-type: none"> 工事施工のための安全に要する費用で、警備員・交通整理員等の安全監理、安全標識及び合図等に要する費用
安全費	<ul style="list-style-type: none"> 共通仮設に伴う運搬に要する費用
運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用
その他	

2 現場管理費

費　目	内　容
労務管理費	<ul style="list-style-type: none"> 現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用並びに労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用 工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代等及び諸官公署手続費

租税公課	用
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	<ul style="list-style-type: none"> 現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与並びに施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	<ul style="list-style-type: none"> 現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	<ul style="list-style-type: none"> 現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	<ul style="list-style-type: none"> 現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断及び医療等に要する費用
事務用品費	<ul style="list-style-type: none"> 事務用消耗品費、事務用備品、新聞・図書・雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通信交通費	<ul style="list-style-type: none"> 通信費、旅費及び交通費 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費（ただし、電波障害等に関するものを除きます。）
補償費	<ul style="list-style-type: none"> 本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
原価性経費配賦額	<ul style="list-style-type: none"> 会議費、式典費、工事実績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用
雑費	

3 一般管理費等

費　　目	内　　　容
役員報酬	<ul style="list-style-type: none"> 取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	<ul style="list-style-type: none"> 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	<ul style="list-style-type: none"> 本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛け金を含む。）

法定福利費	<ul style="list-style-type: none"> 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	<ul style="list-style-type: none"> 本店及び支店の従業員に対する貸与被服、医療及び慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	<ul style="list-style-type: none"> 建物、機械及び装置等の修繕維持費並びに倉庫物品の管理費等
事務用品費	<ul style="list-style-type: none"> 事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞参考図書等の購入費
通信交通費	<ul style="list-style-type: none"> 通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	<ul style="list-style-type: none"> 電力、水道及びガス等の費用
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> 技術研究及び開発等の費用
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> 広告又は宣伝に要する費用
地代家賃	<ul style="list-style-type: none"> 事務所、寮及び社宅等の借地借家料
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> 建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	<ul style="list-style-type: none"> 新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	<ul style="list-style-type: none"> 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	<ul style="list-style-type: none"> 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 火災保険その他の損害保険料
契約保証費	<ul style="list-style-type: none"> 契約保証に必要な費用
雑費	<ul style="list-style-type: none"> 社内打合せの費用及び諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

4 工事雑費

費　　目	内　　　容
報酬	<ul style="list-style-type: none"> 土地物件等の評価及び登記事務に要する費用
賃金	<ul style="list-style-type: none"> 日々雇用者賃金（測量、事務及び現場監督補助人夫等の賃金）

共済費	<ul style="list-style-type: none"> 賃金に係る社会保険料
需用費	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品費、燃料費、光熱水料、印刷製本費、広告費、修繕費及び食糧費（事業遂行上特に必要な会議用弁当及び茶菓子販賣とする。）
役務費	<ul style="list-style-type: none"> 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料及び雑役務費
委託費	<ul style="list-style-type: none"> 測量、設計及び登記等の委託費
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施の打合せ等に必要な旅費
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> 土地建物、貨客兼用自動車及び事業用機械器具の借料及び損料
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に直接必要な庁用器具及び事務用機械器具の購入費
公課費	<ul style="list-style-type: none"> 租税以外の公の金銭負担のうち分担金、手数料及び使用料等
代行施行管理料	<ul style="list-style-type: none"> 代行施行における受託代行者の事業施行管理料

別添様式第1号（別記2-1の別紙3関係）

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
〔 北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（農業支援サービス事業支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち整備事業）に関する入札結果報告

のことについて、下記のとおり入札結果を報告し、届け出ます。

記

工事等の契約名	
施行方法	直営施行・請負施行・委託施行・代行施行
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約
入札執行年月日	年 月 日
入札立会者の所属・役職・氏名	
入札予定価格（税抜）	円
入札参加業者名及び 入札価格（税抜）	円
	円
	円
	円
	円
	円
入札執行回数	回
落札業者名（契約業者名）	
契約価格（税抜）	（うち○年度補助対象経費 円） 円

契約年月日	年　月　日
建築場所	
工事開始日	年　月　日
完了予定年月日	年　月　日
工事監理者	
入札結果等の公表方法	
備考	年　月　日付け〇〇第〇〇〇号　交付決定通知

(注)

- 1 「施行方法」欄及び「施工業者選定方法」欄は、該当するものを○で囲む。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は未公表と記入する。ただし、不落札随意契約の場合は、必ず記入する。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入する(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする)。
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄は入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、また、「落札業者名」欄は契約業者名を記入する。
- 5 「施工業者選定方法」が随意契約の場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入する。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は、入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着手した場合、「備考」欄は交付決定前着手届の文書番号等を記入する。
- 8 事業が複数の契約からなる場合は、契約ごとに上表を整理すること。

代行施行によることの理由の確認表

事業名：○○年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち整備事業）

事業内容（施設名）：

業務内容	検討内容
(1)実施設計書の作成又は検討	・事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由
(2)業者選定の執行	・事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由
(3)入札の執行	・事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由
(4)施工管理 ① 施工管理者の確保 ② 工程の調整 ③ 工事の監理 ④ 工事の検査 ⑤ しゅん功検査、引き渡し	・事業実施主体が、建設工事を設計図書（図面及び仕様書）と照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているか確認することができない理由。 事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。

別添様式第3号（別記2－1の別紙3関係）

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（農業支援サービス事業支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち整備事業）に関するしゅん功届

○○年○○月○○日付け○○第○○○号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

工事等の契約名	
事業費（円）	
建築場所	
工事開始日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
○○法	
しゅん功検査年月日 (または予定日)	
引渡し年月日 (または予定日)	
請負等業者	
工事監理者	

（注）

- 1 請負人等からの完了届の写しを添付すること。
- 2 「事業費」欄は、交付対象事業費とする。
- 3 事業が複数の契約からなる場合は、契約毎に上表を整理すること。なお、しゅん功年月日が契約ごとに異なる場合は、その都度提出すること。

別添様式第4号（別記2-1の別紙3関係）

番 号
年 月 日

○○農政局長 殿
〔北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地
事業実施主体名
代表者氏名

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（農業支援サービス事業支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち整備事業）で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）届

○○年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（農業支援サービス事業支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち整備事業）で取得又は効用の増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築等の理由

2 増築等に係る施設等の概要

- (1) 事業実施主体名
- (2) 施設等の所在地
- (3) 施設等の構造、規格、規模等
- (4) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担額
- (5) 取得年月日

3 増築等の概要（例）

(1) 増築等

増築	鉄骨スレート葺	○○m ²	事業費	○○○	千円
増設	○○ライン	○○箱／日処理	事業費	○○○	千円

(2) 事業費の負担区分

(3) 着工予定期

(4) 増築等の効果

[添付資料]

- 1 当初事業実施計画書の写し
- 2 処理能力計算書
- 3 経営収支計画
- 4 建物平面図及び側面図並びに増設配置図
- 5 財産管理台帳の写し
- 6 その他地方農政局長等が必要と認める書類